

2026年10月1日

被保険者 各位

カルビー健康保険組合

理事長 人見 泰正

(公印省略)

被扶養者資格確認（検認）へのご協力をお願い

当健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者として登録されているご家族が、現在も健康保険の被扶養者となる要件を満たしているかを確認するため、毎年、被扶養者資格確認（検認）を実施しています。

この確認は、健康保険制度を適正に運営し、必要な方に適切な保険給付を行うための大切な手続です。被扶養者の就職、収入の増加、別の健康保険への加入、同居・仕送り状況の変更、海外での居住・就労などにより、被扶養者の要件を満たさなくなる場合があります。

お手数をおかけしますが、下記のとおり確認書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 確認の対象となる方

〔基準日〕現在、当健康保険組合の被扶養者として登録されている方

※〔一定年齢未満の子、マイナンバー情報連携等により確認できる方、今年度に認定された方等〕については、確認対象外とする場合があります。

対象者は同封の「被扶養者資格確認書」でご確認ください。

2. 提出いただく書類

- 被扶養者資格確認書
- 収入状況を確認できる書類〔例：課税（非課税）証明書、給与明細書、雇用契約書、年金振込通知書、確定申告書の控え等〕
- 別居している被扶養者がいる場合は、送金状況を確認できる書類〔例：振込明細、通帳の写し等〕
- 海外に居住・滞在している被扶養者がいる場合は、在留資格・渡航目的・就労状況等を確認できる書類

※対象となる方や状況により必要書類が異なります。詳細は同封の提出書類一覧をご確認ください。

※書類は、〔確認対象期間〕の状況が確認できるものをご提出ください。

3. 提出期限・提出先

- 提出期限：〔令和8年11月17日（火）〕
- 提出先：〔勤務先の健康保険担当部署／健康保険組合〕
- 提出方法：〔電子申請等〕

4. 資格に変更がある場合

被扶養者が次のいずれかに該当する場合は、被扶養者資格を継続できない可能性があります。該当する場合は、確認書にその旨をご記入のうえ、速やかに〔被扶養者（異動）届〕等の必要書類をご提出ください。

- 就職し、勤務先の健康保険に加入した場合
- 収入が被扶養者の認定基準を超える見込みとなった場合
- 雇用保険の基本手当等の受給により、収入要件を満たさなくなった場合
- 被保険者との生計維持関係がなくなった場合

5. 問い合わせ先 （株）バリューHR カルビー健康保険組合被扶養者調査担当
TEL03-6384-2284 kennin-calbee@apap.jp

以 上